

第4期計画 分野別課題に対する施策の方向性（案）

1 相談体制の整備

第3期計画における取組内容

①相談支援の質の向上

相談支援員研修の開催等により、ひとり親支援者がひとり親家庭の様々な課題に対応できる相談技法の習得を支援

②関連機関の連携

地域の相談窓口と連携しながら、ひとり親にとって必要な支援を提供

③養育費の確保支援

養育費相談を実施し、理解を深める取組を行う

④面会交流支援

面会交流支援による円滑な交流を支援

⑤普及啓発

利用促進カード等による東京都ひとり親家庭支援センターの普及

第4期での方向性

継続

⑤については取組をさらに発展（下記）

第4期に新たに追加する内容

	これまでの委員会での検討（新たな課題）	第4期での方向性
支援情報の分かりやすい発信	<ul style="list-style-type: none"> 行政や民間の施策はばらばらに行われており、分かりにくい 施策の認知度が低い。情報にアクセスしやすくする必要がある 	HP等を活用し、ひとり親にとって有益な施策を横断的に発信（上記取組⑤を発展させる）
ひとり親にとって身近な場所での相談体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援等の（専門的な）相談ができる場所を、もう少し身近なところにつくっていくことが必要ではないか 	相談しやすい場所での拠点開設など、立地的な利便性の向上を図る
平日・日中以外の相談ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> 身近な自治体で、時間外に相談したいというニーズはある 平日は仕事をしていて相談に行けない。土日や夜間にも相談できる体制が必要 	窓口の開所時間やSNSなどを活用した相談方法等に関する利便性の向上を図る
養育費・面会交流支援のさらなる充実	<ul style="list-style-type: none"> 養育費や面会交流の意義や必要性の理解促進 	養育費・面会交流の意義や必要性について、離婚前などの早期から正しく（適切に）学ぶことのできる場を設ける ※ 虐待等により面会交流が適切でない世帯もあることも含め、「子供のための制度」であることなどを学ぶ
ひとり親同士つながり	<ul style="list-style-type: none"> 「自分以外のひとり親に会ったことがない」という人も多い 周囲との関係性が切れ、孤立している世帯がある 	ひとり親同士が安心して悩みを打ち明けたり、知恵や経験を分かち合う場を設ける

第4期計画 分野別課題に対する施策の方向性（案）

2 就業支援

第3期計画における取組内容

①都における就業支援の充実

- ・東京都ひとり親家庭支援センターにおける効果的な職業紹介の実施
- ・ひとり親家庭の子に対する丁寧な就業支援の実施

②地域の就業支援体制の強化

福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行うよう区市に働きかける

③一人ひとりに合わせたきめ細かな就業支援の実施

母子・父子自立支援プログラム策定員による就業支援を行う区市を支援する

④より安定した就業に向けての資格取得支援

- ・経済的自立に効果的な資格取得を区市で実施
- ・高卒認定合格への支援を区市が実施するよう働きかける

⑤在宅就業の機会の確保

在宅就業を希望する世帯が円滑に従事できるよう、都がサポートする

第4期での方向性

継続

第4期に新たに追加する内容

	これまでの委員会での検討（新たな課題）	第4期での方向性
ライフステージに応じたキャリアアップ支援	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親になった直後は生活が激変し、すぐには希望の就労条件に結び付くことができない・子供が小さいうちから、ライフプランを見通したキャリアアップができるよう、継続的な体制づくりが必要	親子のライフステージに応じたキャリアアップのための支援

第4期計画 分野別課題に対する施策の方向性（案）

3 子育て支援・生活の場の整備①

第3期計画における取組内容

3-1 子育て支援体制

①地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

妊娠期～子育て期に、母子保健部門と子育て支援部門が連携し、切れ目のない支援を実施する区市町村を支援する

②保育サービスの拡充

- ・多様な保育サービスを拡充する区市町村や事業者を支援する
- ・延長保育や夜間保育を利用できるよう、区市町村や事業者を支援

③放課後の居場所の確保

学童クラブの設置や放課後子供教室の実施を促進する

④地域の子育て支援

子育てひろばやショートステイ等、地域の子育て支援サービスの拡充を図る

⑤ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業により、ひとり親の生活安定や、仕事と子育ての両立支援に取り組む区市町村を支援する

第4期での方向性

継続

3-2 ひとり親家庭に育つ子供の学習支援の推進

①ひとり親家庭の子供の学習支援の推進

子供の生活・学習を支援し、生活習慣の習得や学習意欲の向上を図る事業に取り組む区市町村を支援する

②将来の自立に向けた子供の進学支援

能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう、受験生チャレンジ支援貸付事業により、ひとり親家庭の子供の進学を支援する

第4期での方向性

継続

②については令和2年4月「高等教育の修学支援新制度」が開始される旨を追記

3-3 住居の支援

①都営住宅優先入居

都営住宅の当選確率が高くなる優遇抽せん制度、ポイント方式による住宅募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当等により住宅提供を進める

②円滑な入居促進

民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、東京都居住支援協議会は、区市町村における居住支援協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援する

第4期での方向性

継続

さらに

- ①R1.11月より「若年夫婦・子育て世帯向け」募集の対象にひとり親世帯を追加
- ②国の「新たな住宅セーフティネット制度」のもと、住宅確保要配慮者の入居促進を図る旨を追記

第4期計画 分野別課題に対する施策の方向性（案）

3 子育て支援・生活の場の整備②

3-4 課題を有する母子への支援（母子生活支援施設）

①母子生活支援施設の活用促進

- ・広域入所の実施を区市に働きかける
- ・要保護児童対策地域協議会の構成機関への母子生活支援施設の加入を区市に働きかける
- ・母子再統合のための母子一体型ショートケアの利用など、区市での施設活用を働きかける
- ・アフターケアの充実、ショートステイの実施など地域のひとり親支援拠点としての活用

②施設に入所する子供の学習支援の充実

退所後の自立に向け、母子生活支援施設での学習支援の充実を図る

③職員研修等の実施

様々な課題を抱える母子に適切に対応できるよう、職員を育成し、施設の支援力向上に努める

④施設整備等への支援

入所者の生活佳境の向上を図るため、施設整備を支援する

第4期での方向性

継続

ただし、社会的養育ビジョンも踏まえ、以下のとおり方向性を再検討する

第4期に新たに追加する内容

	これまでの委員会での検討（新たな課題）	第4期での方向性
複雑な課題を持つ母子の入所	<ul style="list-style-type: none">・入所者の複雑化する課題に対応する施設支援力が必要・医療的なケアの必要な世帯のなど、他機関との連携の必要性・退所後の生活も見据えた支援（アセスメントに沿った入所期間を設定し、達成まで支援していく必要性）	<ul style="list-style-type: none">・インケアのさらなる充実（第3期計画の①の一部、②、③を発展） 職員の育成等による施設の支援力向上（支援力向上に必要な事項などの検討も含む）
多機能化の必要性	<ul style="list-style-type: none">・「社会的養育ビジョン」により、地域のひとり親支援の拠点として、より一層多様なニーズに対応することが求められる	<ul style="list-style-type: none">・地域の子育て（ひとり親支援）資源としての積極活用（第3期計画の①の一部を発展）
入所率の低下	<ul style="list-style-type: none">・利用率は緩やかに低下している・広域入所があまり進んでいない・ひとり親本人や、区市（特に施設のない区市）に対して、入所のメリットが周知されていない	<ul style="list-style-type: none">・広域入所の推進・入所率の向上（第3期計画の①の一部、④を発展）

第4期計画 分野別課題に対する施策の方向性（案）

4 経済的支援

第3期計画における取組内容

① 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金

都独自の制度である児童育成手当を含め、適切に支援を実施する。

② 将来の自立に向けた子供の進学支援

能力・適性に応じた進路選択の機会を確保できるよう、受験生チャレンジ支援貸付事業により、ひとり親家庭の子供の進学を支援する（再掲）

③ ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の負担を軽減するため、医療費の一部を助成する市町村を支援

第4期での方向性

継続

第4期に新たに追加する内容

	これまでの委員会での検討（新たな課題）	第4期での方向性
安定した収入の確保	・ひとり親世帯の就労率は高いが、貧困率は2人以上大人がいる子育て世帯と比べても高く、平均年収も低い	ひとり親自身の収入のほか、生活安定のための養育費等に関するさらなる支援